

教員免許状取得を目的とした科目等履修における注意事項について

2019年4月1日より、教育職員免許法及び同法施行規則が改正されたことに伴い、2019年度以降の科目等履修生（教職課程）から改正後の新法が適用されます。つきましては以下の内容をご一読いただき、ご理解をいただいた上でご出願いただきますようお願いいたします。

1. 2018年度末までに旧課程において所要資格を得なかった場合の適用課程について

2018年度末までに旧課程において所要資格を得なかった場合、2019年度以降の科目等履修生に対しては、新法が適用されます。新課程の新しい条件は以下のとおりです。

○科目区分の変更に伴う新しい授業科目の開設

→「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目（1単位以上）及び「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目（1単位以上）の修得が必要となります。

○「各教科の指導法」の必修修得単位数の変更

→中学校一種免許状は8単位、高等学校一種免許状は4単位の修得が必要となります。

※なお、旧課程における修得単位の一部については、教育職員免許法施行規則の改正附則に基づき、新課程において修得した単位とみなすことができますが、事前の確認が必要となりますので、ご出願前にお申し出願います。

2. 新課程における履修事項の追加による科目について

施行規則改正に伴い、新たに定められた事項を含む科目は、本学における科目配当上、2020年度より開講しておりますが、事情により年度によっては開講されないこともありますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※上記内容については、文部科学省の今後の方針変更等により変更になる場合がございます。